

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年4月14日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年3月1日	北区	等持院東町	—	—	1	平成28年3月1日
		等持院南町	—	—	1	
	下京区	中堂寺坊城町	—	—	1	
	西京区	櫻原百々ヶ池	—	—	1	
平成28年3月8日	北区	紫野下若草町	—	—	2	平成28年3月8日
		大宮上ノ岸町	—	—	1	
		西賀茂丸川町	—	—	1	
平成28年3月14日	上京区	藁屋町	—	—	2	平成28年3月14日
	左京区	高野清水町	—	—	1	
		一乗寺野田町	—	—	1	
	伏見区	桃山町正宗	—	4	—	
		桃山町因幡	—	—	1	
平成28年3月24日	左京区	松ヶ崎六ノ坪町	—	—	1	平成28年3月24日
平成28年3月29日	南区	久世東土川町	—	—	1	平成28年3月29日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)